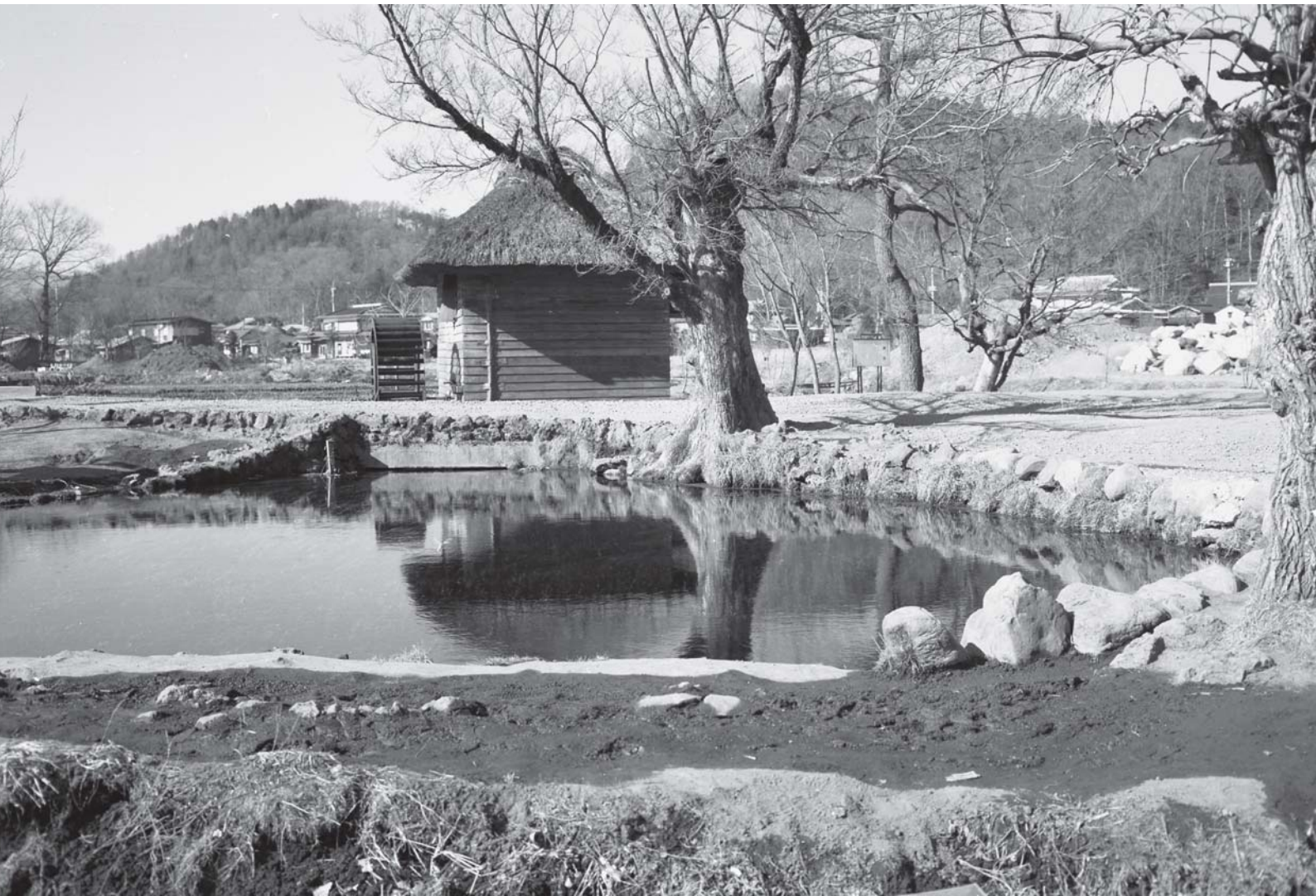


大月法人会だより

かつら川

No.159



▲忍野八海 湧池（昭和49年冬 写真提供：忍野村 天野保吉）

▼現在の湧池



消費税期限内納付
法人会一声運動

平成27年 1月 発行

新年のご挨拶

公益社団法人 大月法人会

会 長 細谷 憲二



新年おめでとうございます。平成二十七年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は当法人会の運営につきまして、会員及び役員の皆様方、並びに税務当局、関係民間団体、保険三社の深いご理解とご協力を賜り、ありがとうございました。

さて、昨年は残念なことに渡邊彬名誉会長ご逝去の訃報がございました。ご冥福をお祈り申し上げます。

二月に河口湖で百四十三センチを記録した豪雪は、山梨県全域を孤立状態にし多大な被害をもたらしました。

そして、昨年を象徴する漢字が「税」に決定したように、四月には消費税が八%に引き上げられましたが、増税後の反動減が想定以上に長引き、

期待されていた「アベノミクス」が全国に波及せず、安倍首相は今年十月予定の再増税を先送りし、衆院解散・総選挙を実施、結果は自公の圧勝でした。従って政府には信任されたアベノミクスを確実に全国に波及

させ、デフレ脱却と真の経済の好循環を実現し、強い日本経済の再生を成し遂げることを願うと共に、我々地域経済をはじめ各業界、各団体にとつても追い風になることを期待致します。

ところで、昨年は公益移行三年目として、さらに充実を図るべく公益事業に取り組んでまいりました。特に女性部会・青年部会主催の小学生の税金教室及び税金絵画コンクール、福祉施設慰問活動、高校生の税に関する標語募集、少年野球大会及び親子税金クイズ、元プロ野球選手による少年野球教室、小学生社会見学会、義援金を社会福祉協議会に寄贈する年末特別研修・チャリティ等は地域の皆様方にもお喜び頂けたものと思います。また税務署共催事業の決算法人及び新設法人、並びに年末調整説明会の開催や全国大会、全国青年の集い、女性フォーラム等の全法連及び県連の行事においても多数のご参加を頂きました。そして各支部においては、税務研修会開催や会員増強への取組等を頂き、役員の皆様には心より感謝申し上げます。

結びに、新年が明るく、輝かしい年となることを切望すると共に、会員皆様方の事業の益々のご繁栄を心から祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶

大月税務署

署 長 柏原 秀充



平成二十七年の年頭にあたり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

旧年中は、細谷憲二会長をはじめ、公益社団法人大月法人会の会員の皆様方には、税務行政の運営につきまして、多大なる御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人会活動におかれましては、組織の基盤となる会員の増強運動、税知識の普及、納税意識の高揚、税制に関する意見の提言など税に関する活動、また、地域社会への社会貢献活動など、地域に根ざした幅広い事業活動を展開されました。

会員の皆様方には、各種の事業を展開される御努力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

特に女性部会主催による「小学生による税金絵画コンクール」並びに青年部会主催による「高校生の税に関する標語」募集を始めとする各種租税教育につきましては、将来の納税者となる地域の児童・生徒に、税の意義、役割を理解してもらう上で

非常に重要なことと考えております。

さて、税務行政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。この環境の変化に柔軟に対応し、納税者の皆様の御理解と御協力の下、「適正・公平な賦課・徴収の実現」に向けて、より質の高い行政と納税環境の整備を進めていくことが重要であると考えております。

その一環として「社会保障・税番号（マイナンバー）制度」が導入され、本年十月から付番と通知が実施されます。納税者の皆様には本制度に御理解のほどよろしく御願い申し上げます。

ところで、間もなく平成二十六年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告が始まります。医療費控除等の還付申告などをされる会員企業の従業員の方々に、是非、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーの積極的な利用と、e・Taxによる送信又は、作成データを印刷して書面での提出を、御声掛けいただきませう御願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人大月法人会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

青年部会

部会長 小佐野昇一



新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は青年部会長一年目、新しい目線で青年部会の事業に取り組みました。至らない部分もありましたが各事業を無事遂行出来ましたのは、各支部長さんを始め青年部会のメンバー・関係各位並びに柏原大月税務署長様をはじめ税務当局のご指導・ご理解・ご協力があったからこそと心より感謝とお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

(3) 昨年の事業を振り返ると、第三十回「高校生による税に関する標語」の募集事業を、河口湖・忍野・山中湖支部の担当により募集から表彰式開催まで行なわれ、九月は河口湖支部担当による第二回環富士山交流会の開催、十月には山中湖支部担当による第十四回少年野球大会・親子租税教室の開催、十一月には都留支部担当による第三回小学生等租税教育・工場見学会の実施と続けました。

又、十一月二十一日から行われた全国青年の集い「秋田大会」は大変素晴らしいものでした。前日二十日早朝に現地入り、租税教育プレゼンテーションの審査・部会長ウエルカムパーティー・二十一日部会長サミット等、全国の部会長が意識の共有を図り、何を目指し実現していくかを話し合い、改めて法人会活動を考える良い機会となりました。

今年十一月開催予定の全国青年の集い「茨城大会」では、大月法人会青年部会が初めて「租税教育プレゼンテーション」をする事になり、プレゼンを通じて大月税務署管内の文化・産業を全国に紹介すると共に、大月法人会青年部会が発足当初より進めてきた租税教育活動を、志を一にする全国の青年部会員に発信出来る好機となることは勿論のこと、このプレゼンを成功させる事で地域の団結を深め今後より良い租税教育活動の原動力になるものと考えます。更なる結束をもつてこの事業に取り組んで行きましょう。

結びに、青年部会員をはじめ関係各位のご健勝とご事業のご繁栄を祈念し、本年も変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

女性部会

部会長 小林余し緒



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、税務当局、本会、青年部会、女性部会等関係各位にはご支援ご協力を賜り感謝申し上げます。

昨年は地球温暖化の影響で猛暑・台風・地震・御嶽山噴火等の連発でまさに災害列島日本でした。大月法人会では渡邊彬名誉会長が逝去、「人生はにこにこ顔で命がけ」をモットーに、会員にはいつも笑顔で接して頂きました。女性部会自慢のコース部に名誉会長が寄付してくれたピアノは大事に使っていきます。一方明るいニュースでは、日本人三氏がノーベル賞を受賞し、日本の基礎研究・技術開発の水準の高さを世界に示してくれました。

昨年の女性部会事業では、全法連女連協事業「いちごプロジェクト」への参画。社会貢献事業の一環として、富士吉田支部担当で「寿荘」、河口湖支部担当で「山梨赤十字病院」

の福祉施設を慰問。税の役割を正しく理解し、健全な納税意識を持ち将来立派な納税者になって頂く為の税金教室及び絵画コンクールを河口湖支部担当で小立小学校で開催し、優秀作品を大月税務署ロビーに展示。全法連事業（国税庁後援）である「税の絵はがきコンクール」は西桂小学校より沢山の応募があり優秀な成績でした。コース部では「郡内おかあさんコース大会」に出場。恒例の青年部会との合同事業の年末特別研修会・チャリティーを開催し、義援金を地元市町村の福祉に寄贈。全国から約一六〇〇名が参加した「法人会全国女性フォーラム香川大会」にも参加し交流親睦を深めました。その「全国女性フォーラム」は、平成三十年度に山梨県連が開催担当県（主管）に決定しました。

法人会はいろいろな業種の方々と自然と横の繋がりが出来、法人会活動を通じて得られる信頼はとても貴重なものです。今後も法人会の公益的な役割を理解して、かつ社会情勢にも目を向けて、会員相互の交流と地域社会に貢献できる事業を行ってまいりたいと思います。

結びになりますが、皆様のご健勝並びに企業の発展をご祈念し、変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

平成二十六年 度納税表彰

大月法人会からは、署長表彰が一名に、署長感謝状が二名に、関係民間団体長会会長感謝状が四名に贈呈されました。

受彰者の皆様おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

署長表彰

理事・青年部会顧問
三栄工業(株) 鯨岡 正文様

署長感謝状

理事相当・青年部会長
(有)こみたけ売店 小佐野昇一様
理事相当・女性部会会計
タナベ電器(株) 田辺 勝子様

関係民間団体長会会長感謝状

理事相当
(株)富士レークホテル 井出 泰済様

理事相当
(株)サイコ 三浦 時雄様

女性部会幹事
吉田タクシー(有) 渡辺 千恵様

女性部会監事
(株)ツルタ 鶴田みさ子様

平成二十六年十一月十七日(月)ハイランドリゾートホテル&スパに於いて、大月税務署主催による納税表彰式が挙行され、税務行政全般に尽力され、功労のあった方々に表彰状並びに感謝状が贈呈されました。



(株)富士レークホテル
井出 泰済様



タナベ電器(株)
田辺 勝子様



(有)こみたけ売店
小佐野昇一様



三栄工業(株)
鯨岡 正文様



(株)ツルタ
鶴田みさ子様



吉田タクシー(有)
渡辺 千恵様



(株)サイコ
三浦 時雄様



大月税務署管内 関係民間団体長会

平成二十六年十月二十二日(水)大月税務署大会議室に於いて、大月税務署管内関係民間団体長会が開催されました。



議題

一、税を考える週間の行事予定について

平成二十六年度テーマ「税の役割と税務署の仕事」

二、納税表彰式について

日時 平成二十六年十一月十七日(月)十五時～十六時三十分
場所 ハイランドリゾートホテル&スパ

三、中学生による税金弁論大会について

日時 平成二十六年十一月二十一日(金)十三時三十分～十六時
場所 大月市立大月東中学校

四、税務署及び各団体からの連絡事項等

東京国税局との 意見交換会

平成二十六年十月二十四日(金)常磐ホテルに於いて、東京国税局と山梨県法人会連合会役員及び各単体会事務局長による意見交換会が開催され、国税局・甲府税務署から七名、県連役員十四名、単体会事務局長三



名が出席しました。

会議では各単体会所属の県連役員より、活動状況、公益移行後の状況、イータックスの周知及び利用促進に関する意見・要望等についての発表が行われた後、初谷武志東京国税局課税第二部長から活動状況等に対するコメント及び意見・要望事項に対する回答を頂きました。

当会からは、細谷憲二会長が代表して活動状況の紹介、イータックスに対する取組み状況と併せイータックス及びマイナンバー制度に関する意見・要望について発表をしました。

河口湖東西支部主催税務 研修会及び特別講演会

河口湖東西支部の税務研修会及び特別研修会が、十月二十七日(月)午後二時三十分より、富士レークホテルに於いて開催。柏木おさむ理事が司会進行し、倉澤鶴義西支部長の挨拶により開会。来賓挨拶を大月税務署法人第一統括官の矢井田直輝様に頂きました。

税務研修会では、大月税務署法人第一上席官の齊藤一朗様に相続税に関する最新の税制改正について、解説して頂きました。

特別講演会では、(株)ユニバーサル

コミュニケーションズ代表取締役の藤崎ひろみ氏により、「ほめて社員を伸ばす」のタイトルで、相手も自分も元気になる魔法のほめ方を身に付け、職場で「人の良いところはほめる」を自然と出来るような社風になると間違いない業績も向上する。まずは上司から「ほめて伸ばす」ことが出来るような事例を交え、喜びの人生を送るかは一生のうちで大きな違いが出るとの、誠に興味ある一時間の講演でした。

閉会挨拶は私、東支部長が務め、今迄で最多の百三十名を超える出席者の皆様に、熱心に耳を傾けていただくことが出来、ご足労とご協力に感謝の意を表して閉会しました。

河口湖東支部長 梶原 信行



山梨県選出国會議員へ 税制改正提言書の提出

十月三十日(木)、県連税制委員五名により、山梨県選出の国會議員九名を訪問、(宮川典子、長崎幸太郎、後藤斎、中谷真一、堀内詔子、小沢鋭仁、中島克仁、奥石東、森屋宏)全法連で決議された「平成二十七年
度税制改正に関する提言書」を提出し、その実現を強く要望してまいりました。

なお、提言内容につきましては、当誌後頁に掲載しましたので、ご覧願います。

大月法人会税制委員長 外川 凱昭

第二十九回中学生による 税金弁論大会

十一月二十一日(金)、大月税務署管内租税教育推進協議会主催、大月税務署管内関係民間団体長会、東京地方税理士会大月支部、山梨日日新聞社、山梨放送後援の「第二十九回中学生による税金弁論大会」が、大月東中学校体育館を会場に開催され、石井由己雄大月市長を始め、大月税務署管内関係民間団体長等の来賓、また関係者の方々や開催場所の大月東中学校の生徒の見守る中、十五校

の代表が参加し、一人四分間の持ち時間内で税に関する個性ある熱弁を振るわれました。

審査員は大月税務署管内の九市町村の教育長が務められ、優秀賞、優良賞が授与され、優秀賞六点には、山梨日日新聞社賞、山梨放送賞、関係民間団体長会会長賞、東京地方税理士会大月支部長賞として、副賞の楯が贈呈されました。

入賞された中学生は、次の通りです。

優秀賞

山梨日日新聞社賞

大月東中学校 三年 星野 佑芽

『大人から子どもへ 税という未来のバトン』

山梨放送賞

勝山中学校 三年 古市 紫野

『「介護カフエ」の夢』

大月税務署管内

関係民間団体長会会長賞

道志中学校 三年 佐藤香奈子

『学べることのありがたさ』

下吉田中学校 三年 渡邊 百香

『私の身近にある税について』

忍野中学校 三年 堀内 伯文

『税のあるべき姿』

東京地方税理士会大月支部長賞

西浜中学校 三年 梶原 駿希

『未来を支える税』



優良賞

吉田中学校 三年 荒井 優理

『私たちの暮らしを支える税』

上野原西中学校 三年 茨木 玲那

『暮らしの支え』

都留第一中学校 三年 小林 万紀

『税について考えたこと』

山中湖中学校 三年 佐藤 萌花

『豊かな生活を支えているもの』

上野原中学校 三年 佐藤由季子

『巡り巡って未来の私に』

西桂中学校 三年 重田 有美

『私たちの挑戦そしてそれを支えたもの』

明見中学校 三年 宮下 凌輔

『納める』から『支えあう』へ』

河口湖南中学校 三年 渡辺 晏
『私たちを救う税』

河口湖北中学校 三年 渡邊 恋

『税金がない社会を想像すると』

都留・大月 少年野球教室

十一月二十三日(日)午後一時より、禾生少年野球クラブ主催、公益社団法人大月法人会協賛による「都留・大月少年野球教室」がサンスポーツランド都留を会場に開催され、禾生少年野球クラブ、宝少年野球部、金山少年野球クラブ、大月ジュニアベースボールクラブの選手と指導者、保護者が参加されました。

教室では元プロ野球選手で野球解説者の野村弘樹氏と横浜DeNAベイスターズ事業本部の川端一彰氏を講師に迎え、投・打・走の基本動作に始まり、講師の得意分野である投手と野手グループに分けて、熱血指導をしていただきました。参加された選手とその保護者、並びに指導者一同からは、貴重な経験ができ今後の技術改善に役立つものと大変喜ばれ感謝されました。

野村弘樹氏のプロフィール

一九六九年生まれ 広島県出身



一九八七年 PL学園高校エースとして甲子園春夏連覇
 一九八八年 大洋ホエールズ（現横浜DeNAベイスターズ）入団、プロ初登板で初先発、初完封、初勝利
 一九九八年 チームのセリーグ優勝及び三十八年ぶりの日本一へ貢献
 二〇〇二年 現役引退（通算一〇一勝八八敗 防御率四・〇一）
 二〇〇三年～〇五年 〇七年～一〇年 横浜ベイスターズ投手コーチ
（現在）
 ラジオニッポン放送野球解説
 サンケイスポーツ新聞専属評論家
 フジテレビ「スポーツ！」野球解説
 TVKプロ野球中継「熱烈ベイスターズLIVE!!」
 山中湖支部長 高村 朝彦

大月支部会議及び 税務研修会

十一月二十七日(木)、会員十九名参加のもと大月税務署三階大会議室に於いて開催。天野（太）副支部長が開会し、天野（喜）支部長、柏原大月税務署長より挨拶を頂き、矢井田法人第一統括官、齊藤法人第一上席官を紹介。出席会員の自己紹介の後、支部会議に入りました。

議題一「会員増強」では、割り当て目標である七名の会員獲得を目指



すことを確認。議題三の「今後の事業」では、日帰り研修旅行の復活や公益法人の事業のあり方について、活発な意見が交わされました。

講師を齊藤上席官にお願いした税務研修会では、議題二である「企業の税務コンプライアンス向上のための取組み」について、自主点検チェックシート及びガイドブックの活用方法について詳しく説明をして頂き、法定調書に係る説明では、所得税法に規定するもの、相続税法に規定するもの等、沢山の法定調書があることを学びました。

鯨岡副支部長が閉会し、場所を濱野屋に移して意見交換会を開催。柏原署長と税務署幹部の方々と膝を交えて和やかな雰囲気の中、懇親を深めることができました。

理事・大月支部事務局長

堀江 俊隆

富士急グループ部会 税務研修会

平成二十六年十二月十一日(木)午後二時より富士急本社三階会議室に於いて税務研修会を開催いたしました。

当日は来賓として、大月税務署法人課税第一部門から統括国税調査官矢井田直輝様、上席国税調査官齊藤

一朗様、大月法人会から小笠原専務理事にご出席を頂き、グループ二十六社四十三名の経理担当者が参加いたしました。

研修会開催にあたり、富士急行株式会社経営管理部長渡辺豊彦及び矢井田統括官より挨拶を頂きました。研修会では、齊藤上席官を講師に印紙税のほか源泉所得税の注意事項等について、身近な事例を挙げながらとてもわかりやすく解説して頂きました。約二時間の大変有意義な研修会となりました。

富士急グループ部会幹事

湊 和彦



年末特別研修会・チャリティー

十二月十二日(金)、恒例の青年部会・女性部会合同年末特別研修会・チャリティーが、富士レークホテルに於いて開催され、会員外総勢八十一名が出席し、大月税務署から柏原署長、矢井田統括官、齊藤上席官にもご出席を頂きました。

第一部の研修会では、矢井田統括官から、「お酒の豆知識」と題して、講義して頂きました。酒税の国税収入に占める割合は約3%と決して高くはないが、景気の影響を受けにく



い安定的な財源であること、人口減少社会・高齢化進展により酒類の消費が減少傾向にあること、また酒税法における酒類の分類及び定義等についても解りやすく解説して頂きました。また経営戦略策定手法の一つである「SWOT分析」の解説では経営コンサルと見間違えるようでした。

第二部のチャリティーでは、アトラクションとして、コスモスアカデミーによる、津軽三味線の演奏と唄が披露され、津軽三大民謡の一つ「津軽じょんから節」に始まり、花笠音頭、真室川音頭、ソーラン節、おけさ節、武田節と続き、再び「津軽じょんから節」で締めくくりに、奏者の高度な技術と豪快なバチさばきから奏でる音色と唄い手に会場出席者の手拍子を交えて生演奏と生唄を楽しみました。

チャリティービンゴでは、ホテル宿泊券をはじめ豪華な景品が目前に用意され、参加者は読みあげられる数字に一喜一憂しながら楽しい一時を過ごしました。

今年は大月支部が担当となり、当チャリティービンゴに係る収益金を地域社会福祉へ寄贈することを決定しました。

青年部会だより

一般社団法人 岳南法人会 青年部会三十周年記念式典

平成二十六年十月二十二日(水)に富士市に於いて盛大に開催され、平成二十五年より開始している「環富士山交流会」を通じて、我々大月法人会青年部会も小佐野部会長を始め三名がお祝いに駆けつけました。

式典後の記念祝賀会の席において、岳南法人会青年部会増根前部会長より、環富士山交流会を通じて友好青年部会として壇上にてご紹介を頂く



のと同時に、交流事業への熱い思いを語られたのを受け、当会を代表して小佐野部会長からお祝いの挨拶と交流事業への熱い思いを話して頂きました。また来賓の方々のご挨拶の中でも岳南法人会会長はもとより、名古屋国税局様、富士税務署長様からも地域の垣根を越えた環富士山交流会に対する評価と、応援の言葉を頂きました。

環富士山交流会が災害時等の助け合いになり、異業種交流による地域の活性化になる様に今後も継続事業として共に努力して行く事が重要でありますので、今後共、皆様のご協力と、交流事業へのご参加の程よりしくお願い申し上げます。

青年部会幹事長 山下佐一郎

県連青年部会連絡協議会主催 「経営セミナー」への参加

十月二十二日(水)、石和のホテル系柳に於いて開催され、大月法人会青年部会より五名が参加。昨年に続き(株)ノウハウバンク代表取締役、経営コンサルタントの三科公孝氏(山梨県出身)を講師に迎えて、『業績アップの厳選ノウハウ!大公開「経営者の悩み、会社の悩み」一挙解決セミナー』と題して講演されました。

三科氏はホテル、旅館、飲食チェーン、通信販売、介護、子供の療育業などでホワイト・スペース分析という手法を使い九割近い事業所で売り上げアップに成功しています。

講演では、「自分より資本力のある相手、大手企業が存在しない、空白地帯はどこにあるのか？」これらを見つけて出すことを「ホワイト・スペース分析」と言い、コモディティ化（特売・値引きの常態化）と資源の有限性という経営課題を解決する有力な手法であり、私自身の今後の経営に参考となり、とても有益な講演内容でした。次回の経営セミナーにも是非参加したいと思います。

青年部会顧問 柏木おさむ



山梨県法人会連合会主催 「税金教室・ 少年サッカー教室」

十一月一日(土)午後二時より山梨県下十二の少年サッカーチーム二百十五名の参加の下、雨天の為会場を甲斐市敷島体育館に移して開催されました。

初めに青年部会が中心となり税金クイズを行いました。身近にある税金の使われ方をクイズにする事で子供たちに税金に興味を持ってもらい、その一端を理解してもらえたと思います。

続いてサッカー教室では、毎年協力を戴いているヴァンフォーレ甲府のプロ選手・アカデミーコーチが教室を進め子供たちは、模範プレーの見学やプロ選手から受ける技術指導に声援と歓喜の声をあげ、楽しい雰囲気の中あつという間に時間が過ぎて行きました。

今回で五回目を数えるこの教室は、児童への税の啓発活動と地域貢献活動の一環として、毎年青連協が主催し甲府法人会・大月法人会・山梨法人会・諏訪法人会の青年部会も協力して行われています。

サッカー教室終了後には、税金クイズの結果発表があり、優秀回答者



にヴァンフォーレ甲府選手のサイン入りクリアファイルがプレゼントされ一段と盛り上がりました。

青年部会長 小佐野昇一

青年部会都留支部 こども社会見学会

「世界で活躍している日本のものづくりを、子供達に見せたいなあ」こんな想いから今回の企画が始まりました。都留支部として地域の子供たちに、世界で活躍する日本企業を自分の目で見える機会を提供し、社会教育の一助にしたい。そんな想いで本事業を計画し、十一月八日(土)、つくば市にある「SMC株式会社」を

見学させていただきました。

工場見学では、この会社で造られたものが国内・海外でどのように活躍しているのかといったお話を聞かせていただき、その後製品が造られる過程を見たり、体験用の機械を操作したりと、参加された子供たちは、目を輝かせ色々なことを質問していました。保護者の方におかれましても子供以上に興味を持って体験され



たのではないでしょうか。また、移動の車中にて税に関するアニメを放映すると、「これ知っている。」と、前回参加してくれた子供達から声上がり、子供同士でアニメの内容を話している姿を見ると、税に関する知識が自然と伝わっていることを改めて感じました。

都留支部といたしましても、この事業実施に至るまでのプロセスを通じてメンバー間の親睦や個々のスキルアップの機会になりました。

青年部会都留支部幹事

奥秋 広大



第三十回高校生の『税に関する標語』表彰式

高校生の『税に関する標語』の表彰式を、十一月十日に富士河口湖町中央公民館にて開催。ご来賓に柏原大月税務署長をはじめ署幹部の方々、古屋富士河口湖町副町長、渡辺東京税理士会大月支部総務部長にご臨席を賜り、大月法人会から細谷会長をはじめ多くの役員の方々にもご出席頂きました。

本年度は富士河口湖高校、富士北稜高校から標語を募集し、約千五百点を超える応募作品から最高賞の大月税務署長賞の他、三十一点の優秀作品を選出し表彰をいたしました。



本事業は青少年の税意識の高揚と、併せて地方行政、さらには広く国家財政にも関心を持つて頂く目的で、地元高等学校の生徒を対象に開催する事業です。当該事業も今回で節目の三十回を迎え、青年部会の歴史ある、かつ核なる事業の一つであります。今回の活動が本来の事業目的に少しでもお役に立てたのではないかと考えています。

終わりに表彰式にご参加頂いた皆様と、今回の事業にご理解、ご賛同頂きました富士河口湖町と応募頂きました二校の学校関係者の方々、

また何よりも立派な標語を考えて応募して頂きました生徒の皆様にご心より感謝申し上げます。併せて、本事業にご協力いただきました大月税務署の方々とは大月法人会各支部の役員の方々、そして事務局の職員の方々の協力により無事、表彰式を開催することが出来たことを心より感謝申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

青年部会河口湖支部長

松浦 潤一

第二十八回法人会全国青年の集い秋田大会

平成二十六年十一月二十日(木)から二十一日(金)にかけて、第二十八回法人会全国青年の集い秋田大会が、秋田県民会館(にぎわい交流館三階多目的ホール)を会場に全国より二千名を超える青年部会員が集まり盛大に開催され、大月法人会青年部会からも十四名が参加しました。

秋田大会のスローガンは「ユタカナ国へ あきた美ジョン」です。ユタカナ国とは豊富な経験を持った高齢者が生き生きと暮らし、その知恵を引き継ぎ我々青年世代がたくましく働き、子どもたちの可能性を引き出せる国のことで、ユタカの国の礎

となるのは【税】です。法人会は納税意識の高揚・税知識の普及（租税教育）を目的とし、今大会も租税教育活動に係るプレゼンテーションも盛大に行われました。

二十二日～二十三日は参加者の親睦を深める観光とゴルフコンペを行い、天候にも恵まれて素晴らしい秋田大会でした。来年の茨城大会は大月法人会青年部会がプレゼンテーションの担当となりますので、多数の会員の参加をお願いしまして「全国青年の集い」の報告とさせて戴きます。

青年部会上野原支部長

鈴木 誠一



女性部会だより コーラス部東京 視察研修旅行

十一月二十六日(水)正午、都留から中央高速道経由で東京へ向け出発。十四時半、警察博物館に到着。館内には警視庁の誕生、殉職者の遺品や歴史的な事件・事故の資料が展示され、あさま山荘事件に関する資料を



見て、当時のテレビ放映を思い出しました。その後銀座を散策し築地の夕食会場に於いて、大月税務署齊藤一朗上席官が準備してくれた資料で税務に関する勉強をしました。

十八時、本日メインの東京宝塚劇場に到着。宝塚歌劇月組公演のコミカルでファンタジックなミュージカル「PUCK」&ダンス中心で明るく、眩しく、輝く躍動感あふれるシヨ Hoffman タジー「CRYSTAL TAKARAZUKA」を鑑賞。宝塚歌劇の魅力堪能しました。

当日は雨模様の天気でしたが、大変有意義な一日を過ごしました。

コーラス部副部長 山口 光子

第十六回「小学生による税金絵画コンクール」表彰式

霜月二十六日(水)、富士河口湖町立小立小学校において、「税金絵画コンクール」表彰式を行いました。

大月税務署より柏原税務署長、矢井田統括官、齊藤上席官、法人会より小笠原専務の御出席を頂き、柏原署長より大月税務署長が受賞者の大塚直弥君に賞状の授与並びに副賞の額と図書券が贈呈されました。

続いて河口湖町長賞、税理士会大月支部長賞、大月法人会長賞、大月



法人会女性部会長賞、佳作、合計二十九点の賞状及び賞品の図書券を受賞者に代わって中村校長先生。中野教頭先生にお渡ししました。

今回の優秀作品は大月合同庁舎・大月税務署ロビーの壁に新しく造り替えられたコルクボードに展示され、ロビーを明るく引き立て来庁者を笑顔でお迎えしております。是非ご覧下さい。

絵画を応募していただいた小立小学校の児童の皆様と中村校長先生を始め担当の先生方には大変お忙しい中御協力を頂きまして心より感謝と御礼を申し上げます。租税教室が明



強。一般参加者は車中での税金教室に驚いていましたが、私たち会員を含め大変勉強になった様子でした。齊藤上席官には色々考えて頂きましてありがとうございました。

東京へ到着し品川プリンスホテル内ランチバイキング「ハプナ」にて昼食後、劇団四季劇場で公演されているライオンキングを鑑賞。子供ライオンが大草原の中で苦難を乗り越えライオンキングに成長して行くストーリーに感動。特に縫いぐるみ衣装は精巧で重たく、軽々扱う俳優さん達には驚かされました。

終演後車窓から東京タワーのライトアップ、街並みのイルミネーションを見ながら帰路につき、一日合同研修会が無事に終了しました。

女性部会富士吉田支部長
浅沼 歌子



決算法人説明会
平成二十六年十一月十七日(月) 三十一名
大月税務署



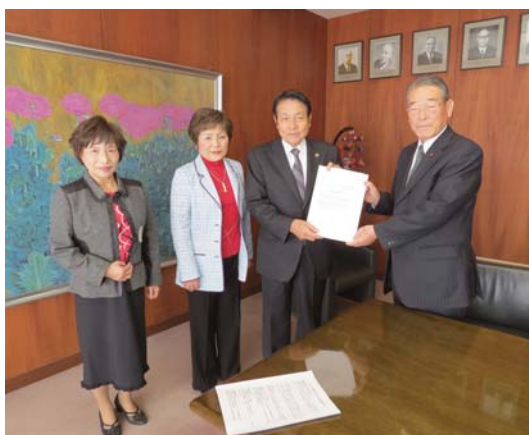
e-Tax研修会
平成二十六年十月二十九日(水) 七名
大月法人会館



新設法人説明会
平成二十六年十二月十二日(金) 十四名
大月法人会館



広報封入作業
平成二十六年十一月四日(火) 七名
大月法人会館



税制改正提言書提出(都留)
平成二十六年十一月十三日(木) 三名
都留市役所



広報委員会
平成二十六年十一月六日(木) 十名
大月法人会館



税制改正提言書提出(富士吉田市)
平成二十六年十一月十四日(金) 四名
富士吉田市役所



年末調整説明会
平成二十六年十一月七日(金) 九名
上野原市文化ホール



福利厚生推進会議
平成二十六年十二月十五日(月)
甲府法人会館



税制改正提言書提出(大月市)
平成二十六年十一月二十七日(木) 六名
大月市役所

新年賀詞交歓会のお知らせ

日 程 平成27年 1 月 19 日 (月曜日)

会 場 ハイランドリゾートホテル&スパ

時 間 午後 3 時～ 受付
午後 3 時30分 新春講演会
演題 「税務の四方山ばなし」
講師 大月税務署長 柏原 秀充 様
午後 5 時 賀詞交歓会

平成二十七年の県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社

経済調査部 部長 岡 本 新 一

昨年平成二十六年の県内景気を振り返りますと、年初から三月にかけては消費税増税の駆け込み需要から個人消費が活発化したものの、四月以降はその反動減により、弱い動きが続きました。夏場以降は、反動減がやや和らいだものの、大型の台風など天候不順が県内経済に影を落としました。また、秋口以降は日本銀行による金融緩和拡大の発表を受け、日経平均株価が急上昇するなど景気回復に対する期待感も窺われました。しかし、GDPが2四半期連続でマイナス成長となったほか、急激に進んだ円安も各種コストの上昇を招くなど、予断を許さない状況が続きました。

今年の県内経済を展望しますと、前半は生産面で機械工業が増勢を強めていく一方、需要面は個人消費がやや足踏みすると予想されます。年後半は、個人消費が持ち直していくほか、生産面も引き続き底堅く推

移することが見込まれるなかで、全体として持ち直し傾向で推移していくとみられます。

需要面をみますと、個人消費は、進出企業の工場閉鎖などの影響が顕在化するなか、年初は足踏みが予想されます。ただし、好調な生産状況を背景に残業手当の増加やボーナス支給の改善も予想されており、所得環境の改善が続くなかで、徐々に持ち直していくと思われます。設備投資は、一般的に回復基調をたどるとみられます。ただし、海外に拠点を有する企業からは、円安が進んだからといって国内での新規投資や増産投資を行うことは少ないとの声も聞かれ、国内の設備投資は維持・更新投資が中心になると思われます。公共投資は、中部横断自動車道の建設工事が本格化するなかで高水準の執行が続くと見込まれます。また、観光産業においても、外国人観光客の入込みが高水準で推移することが期

待されます。

生産面をみますと、機械工業は、前半は輸出が持ち直していくに連れて、半導体製造装置関連などを中心に増勢を強めていくと思われるます。年後半は為替動向によりばらつきがみられるものの、海外経済の回復に伴い底堅く推移することが期待されます。一方、ワイン、宝飾品、ニットなどの地場産業においては、先行き不透明感が強いとの声が聞かれるなか、輸入品の攻勢や円安による原材料価格の上昇などから厳しい状況が続くと見込まれます。他社との差別化を図るため、インターネットの活用など新たな販売チャネルの拡大や、多様化する消費者ニーズに合った新商品やオリジナル商品の開発・提供など、需要の取り込みに注力する動きが強まってくと思われ

にあたります。「乙」は、新しい芽が殻の中で縮んだままになっていて、寒さなど外からの力が強いものの、これから伸びていくという姿を表しています。また、「未」には、光が届かず暗くなるほどに木の枝葉がたくさん生い茂っているという意味があり、力強い生命力を彷彿とさせる姿を示しています。このため、「乙未」は、「新しい芽が繁茂した枝葉を払って、見通しの良いところまで伸びていく」とする「年」ということになるでしょうか。

平成二十六年は、消費税増税、追加金融緩和、円安進行など経済的にインパクトのある出来事が多かった一方、リニア中央新幹線の着工など未来につながっていく話題もありました。また、ソチ冬季オリンピックで金メダルに輝いた羽生結弦選手や、全米オープンテニスで準優勝した錦織圭選手の活躍により、スポーツ面で多くの人々が沸いた一年だったように思います。平成二十七年は、「群羊を駆って猛虎を攻む」という故事のごとく、一人ひとりの知恵と力を結集させて、チームワークをより強固なものにしながら、力強く乗り切っていけるような年にしたいものです。

平成二十七年 度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

《はじめに》

長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す安倍晋三政権による経済政策「アベノミクス」が一定の効果をあげ、景気は回復基調にある。肝心なことはこれをどう持続的成長につなげるかであり、まだまだ課題は山積している。

円安・株高をもたらした金融の「異次元緩和」は实体经济へ好影響を及ぼし、物価は着実に上昇傾向を示している。本年四月の消費税引き上げも景気への悪影響はほぼ一時的にとどまり、価格転嫁も比較的スムーズに行われたといえよう。

ただ、異次元緩和による効果は一段落しており、今後は経済の自律的な好循環構造を構築することが課題になる。それにはようやく始まった賃金上昇の持続や個人消費、設備投資の拡大が必要であり、それらを後押しする実効性ある成長戦略が何より重要である。

政府は法人実効税率を来年度から数年で二〇％台に引き下げる方針を示している。まずはこれを着実に実行する必要がある。そして農業や医療、雇用分野などで打ち出した規制緩和策では、改革に値するような制度設計を行うことが求められる。

また、国家的課題である持続可能な社

会保障制度の確立と財政健全化の両立では、二〇一五年度の基礎的財政収支赤字半減という第一段階の目標達成は可能になったものの、二〇年度の黒字化目標に向けての道筋は描かれていない。歳入・歳入一体で取り組む明確な改革工程を示すことが不可欠である。

日本経済を取り巻く環境は中国経済の減速や続発する地政学リスクなど、依然として不透明感が拭えない。そうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業には、アベノミクス効果が十分に浸透していないうえ、エネルギーコストの上昇なども重荷になっており、さらなるきめ細かな対策が必要である。

《基本的な課題》

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

社会保障と税の一体改革は、本年四月に消費税が八％に引き上げられるなど実行段階に入った。我が国財政を先進国で突出して悪化させた最大の要因が、社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大にあることは論をまたない。換言すれば、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化は表裏一体の問題であり、今回の消費税引き上げは、このギャップ縮小

に一定の意味を持つことになる。

ただ、依然としてギャップは途方もなく大きい。国、社会保険費は今後も毎年、一兆円ずつ増えることが見込まれている。少子高齢化が先進国で最速のスピードで進む我が国にとって、この問題に対応するのは容易でない。しかし、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させなければ、国民の間に将来不安が醸成され日本経済にも多大な悪影響をもたらす。

こうした事態を回避するには、まず、重点化・効率化により「給付」を可能な限り抑制し、同時に適正な「負担」を確保するしか方法はない。政府は一五年一〇月に消費税をさらに一〇％へ引き上げる予定だが、本年四月の引き上げ同様、経済の動向に配慮しつつ着実に実行することが重要になる。そして、中長期の「給付」と「負担」のあり方についても、合わせて議論していかねばならない。

一、社会保障制度のあり方に対する

基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、「中福祉」「低負担」といわれるアンバランスな構造の是正が欠かせない。しかし、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進で急速な増大が不可避とされる。とくに、年金受給年齢に達した団塊の世代が数年後に医療、介護分野で給付を受ける中心的世代になることを考えれば、社会保障制度の改革は急を要する。

改革に当たっては、「重点化・効率化」によっていかに給付を抑制するかが何よ

り重要である。その際には「自助」「公助」の役割とその範囲を改めて見直すことが求められる。給付財源を公的負担に頼ることになれば、消費税などをいくら増税しても間に合わないからだ。

社会保障と税の一体改革では、「社会保障制度改革国民会議」がその土台作りを委ねられた。しかし、年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野においても改革案は十分ではなかった。『ポスト改革国民会議』として新設された「社会保障制度改革推進会議」では、一体改革の進捗状況を厳しく点検すると同時に、一〇年後を見据えた抜本的な改革のあり方を示すよう求めたい。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。

また、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を強化する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者としてでない者にとメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所

の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

二、消費税率引き上げに伴う対応措置

消費税率一〇％への引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。とくに中小企業は価格決定プロセスにおいて立場が弱く、実際、各種調査でも価格転嫁が完全ではないとの結果が出ていることに留意すべきである。

また、政府・与党では今年末の来年度税制改正に向けて軽減税率導入に関する議論のとりまとめ作業を行っているが、以下に示した理由などから税率一〇％段階での導入は必要なく、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

(1) 消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるように、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率一〇％程度までは）は単一税率が望ましい。

また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

(3) 税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信任を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

三、財政健全化に向けて

先進国の中で突出して悪化している財政の健全化は、アベノミクスによるデフレ脱却と両立させることが極めて重要である。国債の信認が失われれば、長期金利の急上昇などによりアベノミクスはもとより、日本の経済、財政自体が危機に瀕してしまうからである。

我が国は①二〇一五年度に国・地方を含めた基礎的財政収支赤字の対GDP比半減②二〇二〇年度に黒字化、長期債務残高対GDP比の安定的引き下げ——という財政健全化目標を掲げている。これは国際公約でもあり、目標を着実に達成することが極めて重要である。

しかし、内閣府が本年七月に示した「中長期の経済財政に関する試算」によると、一五年度の赤字半減は達成可能としているが、二〇年度には消費税率一〇％への引き上げと高い成長率を前提とした楽観的なシナリオでも、GDP比で一・八％、一一兆円の赤字が残る。

これに対し、安倍政権の「中期財政計画」は二〇年度黒字化への道筋を示しておらず、その策定は一五年夏以降に先送

りした格好になっている。来年度予算の概算要求基準（シーリング）でも、国債の新規発行を前年度以下に抑制するとしてだけで、歳出上限額の提示さえ二年連続で見送った。

先進各国はリーマンショックで悪化した財政の健全化を法律で規定するなど、厳しい財政規律の下で急速に進めており、ドイツはすでに財政収支を黒字化している。我が国も早急に歳出・歳入両面からの改革に具体的な数値目標を設定して取り組まないと、二〇年度の黒字化は達成できないと考える。

(1) 財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。

(2) 消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

四、行政改革の徹底

社会保障と税の一体改革により消費税が段階的に引き上げられる。社会保障の安定財源確保と財政健全化のためには極

めて重要だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。増税は国民に痛みを求めるわけで、その理解を得るには地方を含めた政府、議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

しかし、衆議院の議員定数削減が小手先の対応に終始しているのをはじめ、公務員改革でも本気度が不足している。また、特別会計と独立行政法人に対する改革熱も冷めたように見える。財政健全化と同様、行政改革も直ちに明確な期限と数値目標を定めて断行するよう求める。

(1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制。

(2) 国・地方公務員の人員削減能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

五、共通番号制度について

マイナンバーの運用に当たっては、国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいく必要がある。その際には個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題であり、広範な国民的議

論が必要である。

六、今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

アベノミクスが一定の効果をあげ始めた。円安・株高の定着、3大都市圏の地価の底打ち、政府の異例ともいべき要請に応えた産業界の賃上げ、そしてこれらを背景とした物価上昇傾向の鮮明化がその証左であろう。

しかし、強い日本経済の再生を成し遂げるには、これを技術革新や設備投資、個人消費の拡大という実体経済に結びつけ、持続的な成長サイクルを構築することが不可欠である。そのカギを握るのはアベノミクスの開始当初から指摘されているように実効性ある成長戦略であり、それなしには「経済低迷下の物価上昇」という危惧すべき事態にも陥りかねない。

政府は、今年六月に新たな成長戦略を発表した。懸案となっていた法人実効税率では、来年度から数年間で二〇％台に引き下げの方針を示した。その代替財源については結論を今年末まで先送りした

が、引き下げを明確に打ち出したことは大きな前進といえる。また、地域経済を担う中小企業に対しても成長を促すさらなる実効性ある税制措置が必要である。

成長戦略ではいわゆる「岩盤規制」の改革にも一歩踏み込んだ。具体的には、①労働分野では年収一、〇〇〇万円以上の専門職について労働時間ではなく成果で評価する方式を導入する②医療分野では患者の申し出制により先端医療などで混合診療を拡大する③農業分野ではJA全農の株式会社化などの農協改革にも乗り出す——などが盛り込まれている。ただ、これらの規制緩和の実効性を確保するには今後の制度設計が重要な意味を持つといえよう。

また、成長戦略をただのお題目に終わらせないためには、政策の進捗状況と効果を検証する「PDCA（計画、実行、評価、改善）」サイクルのような仕組みが不可欠であり、その作業は民間有識者もメンバーとなっている経済財政諮問会議の場で行うのが望ましい。そして検証結果を定期的に国民の前に明らかにし、さらなる成長戦略につなげねばならない。

一、法人税率の引き下げ

法人実効税率は復興特別法人税が一年前倒しで廃止され、税率三五・六四％に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

さらに、法人税に社会保険料を加えた

企業負担の国際比較では、我が国は必ずしも高くはないとの指摘があるものの、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感が高まっている。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げは着実に実行すべきである。

また、税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

(1) 法人実効税率二〇％台の実現

我が国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの二〇％台の実効税率を実現するよう求める。

(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

① 租税特別措置については、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業向けの措置については本則化すべきである。

② 地方税については、応益課税の原則を考慮すべきではあるが、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いこ

と等から、外形標準課税の対象範囲を拡大すべきではない。

③ 特定同族会社の内部留保に対する留保金課税について、適用対象の拡大が検討されているが、「資金調達困難性」など中小企業の厳しい実情を踏まえ、範囲を拡大すべきではない。

④ 中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点から、「中小企業者に対する法人税率の特例（軽減税率）」と租税特別措置」の適用範囲の見直しは行うべきではない。

二、中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業はわが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で存在感を確保し、経済社会への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

(1) 中小企業の軽減税率の一五％本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例一五％を時限措置（平成二七年三月三一日まで）ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和五六年以来、八〇〇万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも一、六〇〇万円程度に引き上げるよう求める。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計三〇〇万円)を撤廃する。

三、事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成二五年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直しを求める。

(1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限(三分の二)の撤廃と相続税の納税猶予割合(八〇%)を一〇〇%に引き上げ。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、五年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

(2)親族外への事業承継に対する措置の充実
親族外承継も重要な課題であり、円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。

(3)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州主要国並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。

Ⅲ 国と地方のあり方

地方を含めた我が国行財政システムの硬直性は正や地域活性化の観点から地方分権が叫ばれて久しいが、具体的議論は依然として深化していない。国と地方の役割分担とそれに対応する行財政のあり方を明確化させる分権の本質的議論が行われていないからである。

地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。しかし、例えば財政状況をみると、地方の基礎的財政収支が黒字なのに対し、国は途方もない赤字を抱えているにもかかわらず、地方交付税を加算していた。しかも、地方交付税は地方公務員の高給与や高額の議員報酬の財源に充てられている側面もある。

こうした中で、政府は地方活性化を重要課題として位置付けアベノミクス効果を全国に波及させる取り組みに乗り出すという。それぞれの地方の特色と強みを

生かした活性化という理念に異論はないが、一方ではそれが新たな歳出圧力を生むとの懸念も指摘されている。地方活性化は安易に国の財政支援に頼ることなく、いかに地方独自の知恵を絞るかが重要である。

また、地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

(1)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体(人口三〇万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。

(2)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。

(3)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(4)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委

員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

Ⅳ 震災復興

被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

一、納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きについては、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

二、租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスへの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていくことが必要である。

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

法人会会員企業の従業員様へ

確定申告書の作成は 国税庁ホームページの
(www.nta.go.jp)

「確定申告書等作成コーナー」 で、「申告書」を作成してください!

「作成コーナー」の画面の案内を見ながら金額などを入力すれば、税額などが自動計算で申告書が作れて簡単ですよ。



税務署で待たず
自宅で作成
できるわ☆

作成が終わったら

e-Taxで提出

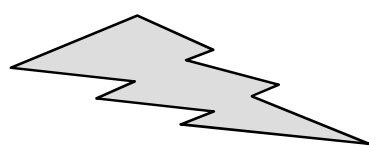
インターネットで送信!

※ 事前に電子証明書の取得、IC カードリーダーの用意、e-Taxの初期登録などの事前準備が必要です。

書面で提出

申告書等のデータを印刷して、郵送等で提出することができます。

PC
から
出力



提出は
送付で!

郵送で
提出

確定申告書



税務署からのお知らせ



所得税及び復興特別所得税・贈与税の確定申告は、 e-Taxをご利用ください

～ 所得税及び復興特別所得税の確定申告 e-Taxをご利用いただくメリット ～

○ 国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、作成したデータを e-Tax を利用して送信できます（確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください）。

○ 添付書類を提出省略

所得税及び復興特別所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から 5 年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります）。

○ 還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています（3 週間程度に短縮）。

○ 24時間いつでも利用可能

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24 時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除きます）。



「e-Tax」をご利用いただく前に

e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、IC カードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は 3 年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。



**大月税務署の確定申告書作成会場の開設期間は
平成 27 年 2 月 12 日（木）～
平成 27 年 3 月 31 日（火）
となっています。**

会場開設前には専用会場がございません。また、所得税の申告期限直前には混雑が予想されますので予めご承知置きください。

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の 平成26年度 税制改正のあらまし

このパンフレットは、平成26年3月31日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）」の主な改正の概要を掲載しています。

なお、平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、所得税のほかに、復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。

【総合譲渡所得についての改正（主なもの）】

1 生活に通常必要でない資産の範囲の拡充（ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算不可）

主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を譲渡して生じた譲渡損失については、給与所得などの他の所得と損益通算ができないこととされました（所法69②、所令178①二）。

《適用時期》

上記の改正は、平成26年4月1日以後の資産の譲渡により生ずる損失の金額について適用されます。

【株式等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

2 NISAにおける金融商品取引業者等の変更等についての改正

「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）」について、これまで同一の勘定設定期間内における非課税管理勘定の設定は1金融商品取引業者等に限られていましたが、一定の手続の下で、同一の勘定設定期間内においても金融商品取引業者等を変更（非課税管理勘定の再設定）することができることとされました。ただし、変更しようとする年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れていた場合、その年分については変更することはできません（措法37の14⑤⑭～⑯⑳～㉒、措令25の13⑤）。

また、非課税口座を廃止した場合についても、一定の手続の下で、同一の勘定設定期間内に非課税口座を再開設することができることとされました。ただし、廃止した年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れていた場合、その年分については再開設することはできません（措法37の14⑤⑰～㉒、措令25の13⑤、25の13の4）。

《適用時期》

上記の改正は、平成27年1月1日以後に提出する「金融商品取引業者等変更届出書」又は「非課税口座廃止届出書」について適用されます。

同一の勘定設定期間内において金融商品取引業者等を変更することが可能となります。



※1 同一年分の非課税管理勘定は、同時に2以上の金融商品取引業者等で設定することはできません。

※2 金融商品取引業者等を変更する際の届出書の提出は、変更しようとする非課税管理勘定の年分の前年10月1日から1年を経過する日（9月30日）までの間に行う必要があります。ただし、平成26年分非課税管理勘定を設定している方が、平成27年分非課税管理勘定より金融商品取引業者等を変更する場合は、平成27年1月1日から平成27年9月30日までの間にこの届出書の提出を行うこととなります。



税務署

平成26年4月

この社会あなたの税がいきている

消費税率の引上げに伴う中間申告・納付額に関する留意点

計画的な納税資金の準備を

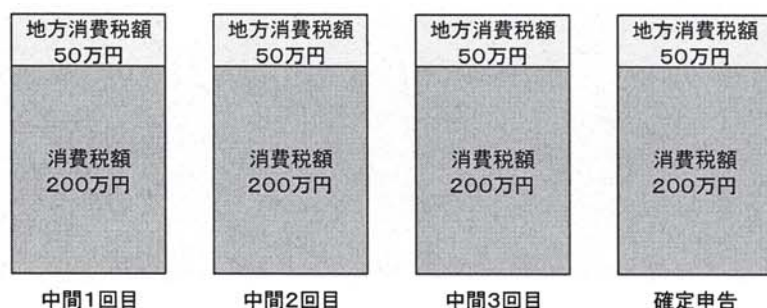
消費税率は平成 26 年 4 月 1 日から 8 %（消費税 6.3%、地方消費税 1.7%）に改定されています。

一方、消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額（国税）を基礎として計算されています。

このため、消費税率の改定直後においては、今後申告する課税期間が消費税率 8 % の期間であっても、中間申告・納付額が直前の消費税率 5 % に対応する金額であるため、確定申告時には、その差額に対応する消費税額を申告・納付する場合がありますので、納税資金の準備をお願いいたします。

3 月決算法人の中間申告・納付のイメージ

【課税期間：平 25. 4. 1～平 26. 3. 31】



消費税率 5 %

年税額 1,000 万円

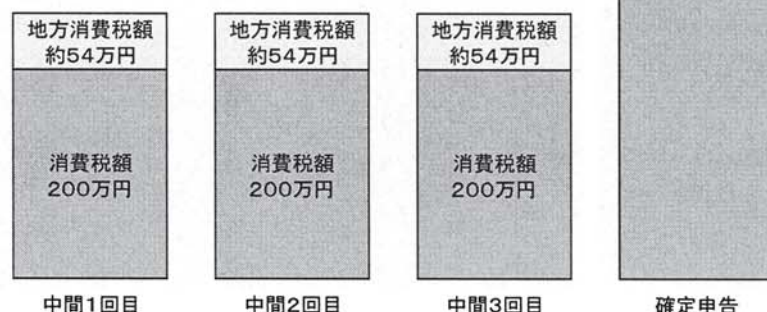
中間申告による納付額 750 万円

確定申告時の納付額 250 万円

【課税期間：平 26. 4. 1～平 27. 3. 31】

（直前の課税期間と同額の課税売上があったとした場合）

消費税率の改定直後においては今後申告する課税期間が消費税率 8 % の期間であっても、中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額（国税）を基礎として計算



消費税率 8 %

年税額 1,600 万円

中間申告による納付額 762 万円

消費税

$800 \text{ 万円} \times 3/12 = 200 \text{ 万円}$

地方消費税（改定後の税率適用）

$200 \text{ 万円} \times 17/63 = 54 \text{ 万円}$

（中間申告・納付額は 254 万円 $\times$ 3 回）

確定申告時の納付額

$1,600 \text{ 万円} - 762 \text{ 万円}$

$= 838 \text{ 万円}$

なお、仮決算による中間申告においては、消費税及び地方消費税ともに中間申告対象期間の末日が平成 26 年 4 月 1 日以後である場合には、税率の異なるごとに区分して中間申告による納付額を計算します。

また、事業者の方々が計画的に消費税の納付を行っていただけるよう、確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付ができる「任意の中間申告制度」が創設されています。

この制度は平成 26 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用されます。

山梨県からのお知らせ

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の税率改正について

平成26年度税制改正により、法人住民税法人税割の税率を引き下げ、その税率引下げ分相当について、地方法人税を国税として創設し、地方交付税の原資とすることとされました。

また、地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元することとされました。

なお、改正後の税率は、**平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用**となります。

1 法人県民税（法人税割）の税率改正

区 分	税 率	
	改正前	改正後
下記以外の法人	5.8%	4.0%
・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（資本金の額又は出資金の額が1億円で、かつ、事業年度又は計算期間末日現在の従業者の総数（山梨県以外の従業者を含む）が300人を超える法人を除く） ・ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・ 法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行うもの ・ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人	5.0%	3.2%

2 法人事業税（所得割・収入割）の税率改正

区 分	法人の種類	所得等の区分	税 率	
			改正前	改正後
① 所得金額課税法人 (②及び③以外の法人)	普通法人、公益法人、 人格のない社団等	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4.0%	5.1%
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%
		※軽減税率不適用法人	5.3%	6.7%
	特別法人（農業協同組 合、信用金庫、医療法人 等）	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%
		※軽減税率不適用法人	3.6%	4.6%
② 収入金額課税法人	電気・ガス供給業、保険業	収入金額	0.7%	0.9%
③ 外形標準課税法人	各事業年度末の資本金 の額又は出資金の額が 1億円を超える法人（一 般社団・財団法人等を除 く）	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%
		所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%
		※軽減税率不適用法人	2.9%	4.3%

※ 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人をいいます。

※ 外形標準課税に係る付加価値割、資本割の税率は変更ありません。

3 地方法人特別税の税率改正

区 分		税 率	
		改正前	改正後
所得金額課税法人	所得割額	81%	43.2%
収入金額課税法人	収入割額	81%	43.2%
外形標準課税法人	所得割額	148%	67.4%



4 「予定申告」の経過措置について

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、税率改正に伴う経過措置が設けられています。

○ 平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度

法人県民税法人税割＝（前事業年度の法人税割額 × 3.8 ÷ 前事業年度の月数）
 法人事業税 ＝（前事業年度の法人事業税額（割ごとの額） ÷ 前事業年度の月数） × 7.5
 地方法人特別税 ＝（前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数） × 4.0

○ 次年度以降

法人県民税法人税割＝（前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数）
 法人事業税 ＝（前事業年度の法人事業税額（割ごとの額） ÷ 前事業年度の月数） × 6
 地方法人特別税 ＝（前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数） × 6

＜お問い合わせ先＞ 山梨県総務部税務課 課税担当 TEL055-223-1387
 山梨県総合県税事務所 事業税課 法人担当 TEL055-261-9116

山梨県からのお知らせ

自動車税のグリーン化について

平成26年度に新車新規登録した燃費性能に優れ、かつ、排出ガスがわずかな環境負荷の小さい自動車は、自動車税が1年間軽減されます。また、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率を重くする特例措置が行われています。

◇環境負荷の小さい自動車

平成27年度（登録の翌年度）に軽減の対象となる自動車は次のとおりです。

新車新規登録年度	要 件		軽減率
	排出ガス基準	燃費基準	
平成26年度 (平成26年 4月1日～ 平成27年 3月31日)	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 (ポスト新長期規制から NOx10%低減) クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合の乗用車)		概ね 75%
	平成17年 排ガス規制 75%低減	平成27年度燃費基準+20%達成車 (平成32年度燃費基準達成)	概ね 50%
		平成27年度燃費基準+20%達成車 (平成32年度燃費基準未達成)	
		平成27年度燃費基準+10%達成車	

◇新車新規登録から一定年数を経過した自動車

◎ これまで「概ね 10%」であった上乗せ率が、平成27年度から「概ね 15%」に引き上げられます。(ただし、バス・トラックについては、引き続き「概ね 10%」)
平成27年度に上乗せの対象となる自動車は次のとおりです。

対 象 車 種	上乗せ率
平成14年3月31日以前に新車新規登録したガソリン車・LPG車	概ね 15%
平成16年3月31日以前に新車新規登録したディーゼル車	
上記のうち、バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）	概ね 10%

※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリット自動車、一般乗合用バス、被けん引車は対象外

◇お問い合わせ先

- ・山梨県総務部税務課 課税担当 TEL 055-223-1387
- ・山梨県自動車税センター TEL 055-262-4662

神社めぐり

第29回



小室浅間神社

(旧指定村社)

鎮座地 富士市大明見二丁目一番一
御祭神 木花開耶姫命、誉田別命、
国狭槌命、泥土煮命、
上筒男命、他十三柱

例祭日 四月十五日

宮司 宮下 莊一

禰宜 宮下 重範

責任役員 加々美 始、桑原 正利

組総代 柏木 克之、桑原 勝義
宮下 重勝、加々美喜士
他十三名

太々御神楽保存会 桑原 喜朗
小山田 勤他

北東本宮奉賛会 桑原 博
加々美鶴吉他

境内地 七八二、七六平方米

氏子戸数 一〇〇〇戸

崇敬者数 七五〇人
由緒沿革

今より約二一〇

五年前、第十代崇
神天皇六年（紀元
五六九年）富士山
噴火の鎮護の為、
阿曾谷の地に阿曾
谷神社を鎮祭した
ことに始まる。

應神天皇第二皇子勅命により宮守
を司り阿曾谷宮守神社と改称。



第三十二代崇峻天皇二年（紀元一
二四八年）厩戸皇子、世に云う聖徳
太子来り給ひて富士山北東国本宮阿
座眞明神と改称し給ふ。

貞享三年谷村代官秋元但馬守の命
により、今の新屋敷に引移し奉り、
福地八幡神社を合祀奉る。

明治十五年八月七日、有栖川一品
熾仁親王殿下より、北東本宮浅間神
社の御直筆と共に御神鏡を賜る。

鳥居弥高く掲ぐる額は、富士の
高嶺の朝日と共に輝き渡り、御殿
深く鎮め奉る御鏡は愈光り輝き、
皇御国の御榮と御氏は心固く生
業に勤しみ励み品格ある郷土、良
き町造りに力を尽くす。

明治中期発見された文書（宮下
文書又は富士文書と云う）の中に、
小室という文字が多く用いられて
いたため、富士山北本宮小室浅間神
社と改め今日に至っている。



ビタミンの 効果的なとり方

ビタミンを食事やサプリメントで効果的にとるために、性質に合わせたとり方を覚えておきましょう。



●水溶性と脂溶性

水溶性ビタミンは、尿として早めに流れて出てしまいますから、一日の中で数回に分けてとりましょう。

脂溶性ビタミンは、長く体内にとどまる性質がありますから、数回に分ける必要はなく、一日一回とれば大丈夫です。また脂溶性ビタミンは吸収に胆汁の働きを必要とするため、サプリメントであれば食後に飲む習慣をつけましょう。

●ビタミン様物質とは？

ビタミンに似た作用を持っていたり、ビタミンの働きを助ける物質なのですが、ビタミンのように必ずとらなくてはならないわけではないためビタミンに分類されていないものを、ビタミン様物質（ビタミン様化合物）と呼んでいます。これらはまだ研究途中で、一度ビタミンと分類されてから取り消されたものもあります。

代表的なビタミン様物質としては、フラボノイドやコエンザイムQ10（CoQ10）、ビタミンUなどがあります。

症状別ビタミン活用法① ビタミンの種類

私たちが生きていくために必要としているビタミンは、現在13種類あります。これらのビタミンは、大きく水溶性・脂溶性の二つに分けられます。

●風邪のとき・・・ビタミンAとC

風邪は、主にウイルスの感染によるのどや鼻の病気です。そこで、ビタミンCの抗酸化力で、ウイルスを退治する働きを高めます。また、ウイルスは最初に粘膜に触れるため、ビタミンAで粘膜を強くして抵抗力を高めましょう。

特に、風邪の引き始めにはビタミンAとCを積極的にとって、症状が悪化しないように抵抗力・免疫力を強化しましょう。ビタミンB群やミネラルの亜鉛も有効です。

ビタミンAとCを日頃からとることで、風邪の予防にもなります。

●肌が乾燥するとき・・・ビタミンAとE

肌粘膜を再生し皮膚を保護して新陳代謝を活発にするビタミンAと、肌に潤いを与えてシミの発生やシワを防止する働きのあるビタミンEを中心にして、ビタミンB群をバランスよく補いましょう。

ビタミンAは、モロヘイヤ、かぼちゃ、人参などに多く含まれます。ビタミンAとEはどちらも脂溶性ビタミンですから、油をつかった調理が効果的です。

●ストレスが気になるとき・・・ビタミンC

仕事や人間関係などでストレスがたまると、体調がくずれることがありますね。

ストレスを受けると体内で抗ストレスホルモンが副腎から分泌されます。このとき、ビタミンCが不足していると、抗ストレスホルモンが十分に作られず、ストレスに負けてしまうこととなります。抗ストレスホルモンの分泌量が増えれば増えるほど、補酵素ビタミンCの消費量も増えます。ストレスを感じたら、積極的にビタミンCをとりたいですね。

ビタミンCは、主に野菜や果物などに多く含まれます。熱や空気に弱いので、加熱は時間を短めに、皮をむいた後は早めに食べましょう。サプリメントでとる場合には、大量にとると胃腸障害や下痢を起こすこともあるので気を付けましょう。



小学生の絵画コンクール 入賞作品



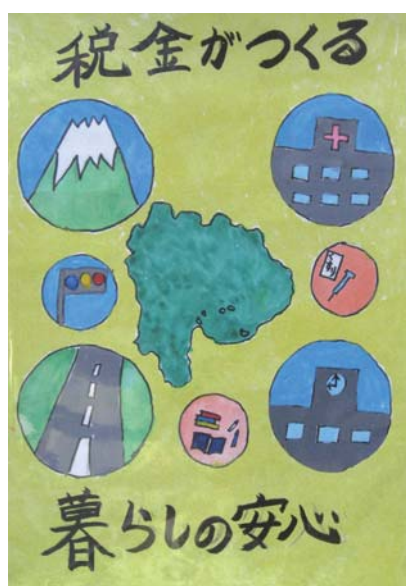
富士河口湖町長賞

渡邊 都羽



大月税務署長賞

大塚 直弥



大月法人会長賞

小池 昌矢



税理士会大月支部長賞

榊 真佳



女性部会長賞

渡辺 哲平



女性部会長賞

小池凜太郎



女性部会長賞

古屋 奈保



女性部会長賞

坂本 光



女性部会長賞

堀内 麗菜